

30年ぶりの改正



騒音障害防止管理者教育

～ 管理者と労働者の教育が必要です!! ～

●「騒音障害防止のためのガイドライン」が改正(2023年4月)され、安衛則第588条に定める屋内作業場(騒音の作業環境測定が義務付けられている作業場(裏面第1))と騒音レベルが高いとされる作業場(裏面第2)について、①作業環境管理、作業管理および健康管理により騒音ばく露低減化を図る、②騒音障害防止対策の管理者による組織的な対策の取組、③管理者教育(下表)と労働者教育(下表の管理者教育の※部分)が新たに定められました。



科 目	範 囲	時 間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1)影響の種類※(2)聴力障害※	30分
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1)騒音の測定と作業環境の評価(2)騒音発生源対策(3)騒音伝ば経路対策(4)改善事例	80分
3 聴覚保護具の使用および作業方法の改善	(1)聴覚保護具の使用および性能※(2)聴覚保護具の使用 方法および管理方法※(3)作業方法の改善	40分
4 関係法令等	騒音作業に係る労働衛生関係法令および本ガイドライン	30分

●中央労働災害防止協会の「管理者教育用テキスト」を使用して、「管理者教育」(労働者教育も兼ねる)を実施し、「騒音障害防止管理者教育修了証」を交付します。

1. 開催日時 第1回 令和7年9月24日(水) 13時～16時25分

第2回 令和8年2月12日(木) 13時～16時25分

2. 会 場 エル・おおさか 南館 (大阪府立労働センター) 11階

3. 受講料金 (テキスト代含む)

会 員※ 8,250円

内訳【受講料 6,000円+消費税(10%)600円、テキスト 1,500円+消費税(10%)150円】

(※大阪労働基準連合会・支部及び大阪府下の労働基準協会会員)

非会員 10,450円

内訳【受講料 8,000円+消費税(10%)800円、テキスト1,500円+消費税(10%)150円】

3. 申し込み方法等 第2回は、11月12日(水)AM9:00より受付、[当連合会のホームページ](#)をご覧ください。



はじめました

【公式】LINEはじめました！
友だちになって最新情報を
GETしよう



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関〈登録第1号〉
公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階

TEL: 06-6942-7401

HP: <https://www.daikiren.or.jp/>



第1 騒音の作業環境測定が義務付けられている作業場

1. 鋳打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
2. ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務(液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。)を行う屋内作業場
3. 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
4. タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
5. 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
6. ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
7. チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
8. 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

第2 騒音レベルが高いとされる作業場

1. インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
2. ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
3. 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
4. 動力プレス(油圧プレス及びプレスブレーキを除く。)により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
5. シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
6. 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
7. 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
8. 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
9. 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
10. 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
11. 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
12. 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
13. ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
14. 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
15. ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
16. 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
17. 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
18. 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
19. 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
20. バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場
21. 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
22. 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
23. 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗

- 浄等の業務を行う作業場
24. 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
25. プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
26. みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
27. ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
28. ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
29. 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
30. ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
31. カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
32. モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
33. コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
34. 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
35. 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
36. 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
37. 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
38. 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
39. 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
40. 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
41. ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
42. 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
43. 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場
44. 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
45. 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
46. 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
47. バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
48. コンクリートカッターを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
49. チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
50. 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
51. 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
52. 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積み込み等の業務を行う作業場